

# 女性のなやみと DV ホットライン

**相談時間を拡大 一人で悩まずご相談を**  
**☎3647-9551**



区では、DV被害をはじめとする、女性のさまざまな悩みに対応するため、電話相談および面接相談を行っています。4月から、働いている方等にも利用しやすくなるよう木曜夜間などにも相談時間を拡大し、受け付けています。「どこに相談したらよいかわからない」という場合も含め、お気軽にご相談ください。

▲女性が抱えるさまざまな悩みに相談員が親身に対応します(写真はイメージ)

DV(ドメスティック・バイオレンス)は配偶者や恋人など、親密な関係にある人に対して行う暴力のことです。また、暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的なものに限らず、精神的・経済的な行為も含まれます(右記参照)。

## まずは気軽にご相談を 相談無料・秘密厳守

相談には、電話相談と面接相談(予約制)があります。DV被害をはじめ、生き方、パートナー・家族の問題、職場の人間関係など女性が直面するさまざまな悩みや不安について、女性専門相談員が対応します。面接相談の場所はお問い合わせください。

**時** 月～土曜(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00※木曜は20:00まで(面接相談は12:00～13:00を除く) **費** 無料  
 ※面接相談は一時保育あり(1歳～未就学児。要事前予約)  
**問** 女性のなやみとDVホットライン☎3647-9551、FAX5683-0340

## 「女性のための法律相談」 法的アドバイス

女性の悩みには法的手続きが必要なこともあります。このようなケースに対応するため、女性弁護士による女性のための法律相談も実施しています。

**時** 原則第1～3水曜、13:00～16:00(1人30分) **費** 無料  
**保** 1歳～未就学児(要事前予約)  
**申** 電話で男女共同参画推進センター☎5683-0341、FAX5683-0340

※上記のほか、東京都など他の機関でも相談窓口を開設しています。詳細は、区ホームページをご覧ください。

## DVに該当する行為の例

### 精神的暴力

- 自分の思い通りにならないと、不機嫌になる
- 見下したり、人格を否定することを言う
- あなたをダメな人間だと思わせる
- 一方的に自分本位で物事を決める
- 無視する
- 事実をねじ曲げて矮小化して、混乱させる
- ひどい嫉妬をして、あなたを責める
- あなたが実家に行くことや、友達に会うことを嫌がる
- 何時間も説教し、眠らせない
- 自分の失敗やさまざまな問題を、あなたのせいにする
- 大切にしているものを壊す
- ふた言目には、「離婚だ」と言う(脅し)
- 「自殺する」と脅す

### 性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 性的な映像を見せる

### 経済的暴力

- 必要な額の生活費を渡さない
- 出費を細かくチェックする
- 家の財産を知らせない
- 仕事を辞めさせない・仕事を辞めるように言う
- 浪費・借金をする
- あなたの名義で借金をさせる

高齢者地域包括ケア計画

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

策定

詳細 4面